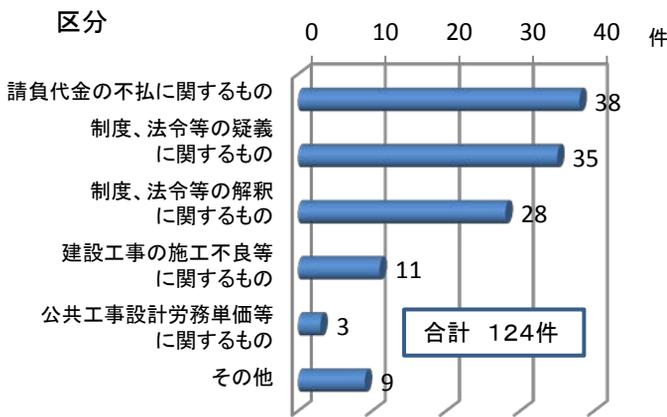


平成27年度建設業法令遵守推進本部の活動結果と平成28年度活動方針について

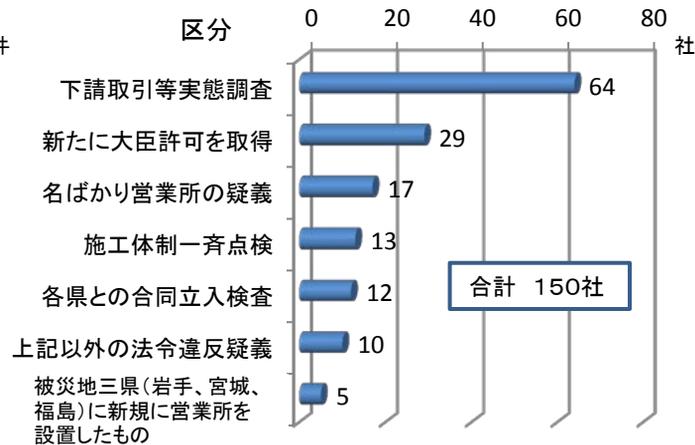
九州地方整備局建設業法令遵守推進本部(本部長 九州地方整備局長)では、平成19年度の設置以来、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、元請・下請間の取引の適正化を中心とする法令遵守の取り組みを行ってきたところですが、平成27年度活動結果概要及び平成28年度の活動方針は下記のとおりです。

平成27年度活動結果概要

駆け込みホットラインでの情報受付状況



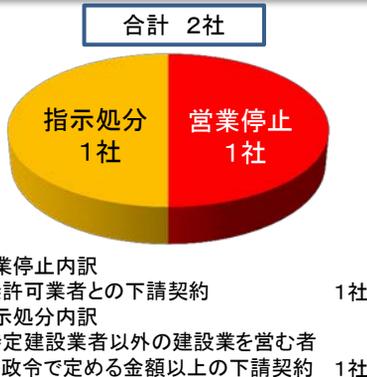
立入検査の実施状況



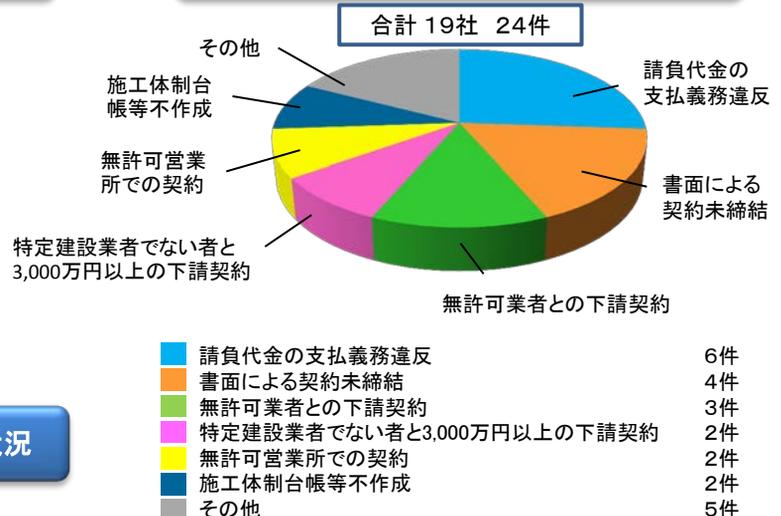
※その他には、他の制度、法令等に関するもの等がある。
 ※「公共工事設計労務単価に関するもの」については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付けた件数を計上している。
 ※受け付けた情報をもとに、必要に応じて不払い相談への対応や指導、他機関への通報等を行った。

※「下請取引実態調査」とは、国土交通本省において実施している下請取引等実態調査の結果に基づくものである。
 ※「新たに大臣許可を取得」は新規・許可替えの双方を含む。

監督処分の実施状況



法令違反等を是正すべき旨の勧告の状況



建設業法令遵守等の講習会の開催状況

28回

※各県並びに建設業団体からの依頼により、建設業者等を対象に建設業法令遵守等に関する講習会を開催。

※その他には、建設業許可の変更届の遅延等がある。
 ※1社に対し複数の項目を勧告している場合があるため、勧告社数と件数は一致しない。

更なる社会保険未加入対策の推進

目標年次である平成29年度が来年度に迫っている中で、社会保険未加入対策の実施に当たり、発注部局や関係機関との連携を図りながら、加入指導を推進していく。

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況の立入検査

全ての下請企業と建設技能労働者に必要な法定福利費を行き渡らせることを目的とする。

6月から元請企業に対する調査依頼を実施、その結果をもとに立入検査を行う。



元請における下請への法定福利費を内訳明示した見積書活用の働き掛けの状況を確認する。



元請企業を指導し、改善を求める。

未だ低い加入率に留まっている都市部や2次下請以下の企業について、加入促進の成果を上げる。

公共工事からの暴力団排除に向けた取組

建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことに鑑み、警察部局との連携を密にし協力して暴力団排除に努めることとする。

「元請下請契約の適正化」に関する立入検査

検査対象業者

- ・下請取引等実態調査で指導項目のあった業者
- ・通報等によって法令違反の疑義が生じた業者
- ・建設業許可や経営事項審査において疑義が生じた業者
- ・過去に指導・監督を行った業者
- ・被災地三県に新規に営業所を設置した業者

検査における重点的な取り組み

- ・社会保険の加入状況の確認、加入指導
- ・契約書類の不作成の是正
- ・請負代金支払いの適正化
- ・消費税転嫁の調査
- ・安全衛生経費の確保に関する調査
- ・標準見積書の活用状況の確認

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の設置

- ・建設業フォローアップ相談ダイヤルを設置。
- ・「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」など品確法運用指針に関する情報などを受付け、当該発注者等に情報提供を行い、見直しの促進を図る。

「駆け込みホットライン」の運営

- ・法令違反の疑義に関する情報や不払い相談等を受付け、法令違反については、必要に応じ立入検査を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対処する。
- ・消費税転嫁拒否事案の通報については、関係機関と連携を図り調査・指導を行う。

基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(告示)の周知

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、平成28年3月に「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(告示)」を策定したところであり、講習会を通じその周知徹底に努めることとする。

その他の取組

1. 発注部局等との連携
2. 法令遵守意識の向上・関係法令の周知
3. 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施
4. 各県や関係機関との連携強化

【問い合わせ先】 九州地方整備局 建政部 建設産業調整官 長濱（ながはま）
建設産業課長 重松（しげまつ）
電話：092-471-6331（内線 6112、6141）

平成28年度建設業法令遵守推進本部活動方針

平成28年5月30日
九州地方整備局
建設業法令遵守推進本部決定

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成19年度の設置以来、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、元請下請間の取引適正化を中心とする法令遵守の取組を行ってきたところである。

しかしながら、建設業の現状を鑑みると、依然として、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組の充実が必要になっている。

については、法定福利費を確保し社会保険等への加入徹底を図るため、平成27年4月に社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインが改訂されたことを受け、更なる社会保険未加入対策の推進に努めることとする。

併せて、平成26年度に建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことに鑑み、警察部局との連携を密にし、協力して暴力団排除に努めることとする。

以上の施策の効果を確実なものとするために、平成28年度の活動方針として以下のとおり取り組むこととする。

1. 更なる社会保険未加入対策の推進

目標年次である平成29年度が来年度に迫っている中で、社会保険未加入対策の実施に当たり、平成28年2月開催「社会保険未加入対策推進九州地区協議会」においては、法定福利費の確保を含めた社会保険等未加入対策に係る更なる取組の強化に向けて、都市部や2次下請以下の企業については未だ低い加入率に留まっており、社会保険未加入対策への取組は「道半ば」であるという認識を共有し、あらためて、社会保険加入を徹底することを申し合わせたところであって、発注部局や年金事務所、建設業団体などの関係機関との連携を図りながら、加入指導を推進していくこととする。

2. 公共工事からの暴力団排除に向けた取組

依然として公共工事が暴力団の有力な資金源となっている現状にあることから、公共工事発注者、受注者及び福岡県警察が一堂に会し、平成27年10月に「公共工事からの暴力団排除対策連絡会議（暴排サミット）」が開催され、九州地方整備局は公共工事発注者代表として参加するなど、福岡県警察と協働して公共工事からの暴力団排除に向けた取組の強化を図るとともに、他の九州各県警察からの要請に応じて暴力団排除に努めることとする。

このような取組を通じて、また、平成26年度に建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことに鑑み、警察部局との連携を密にし協力して暴力団排除に努めることとする。

3. 「元請下請契約の適正化」に関する立入検査

立入検査対象業者と重点的な取組について

・立入検査対象業者について

検査対象業者については、下請取引等実態調査において指導項目のあった建設業者、通報及び新聞報道等によって法令違反の疑義が生じた建設業者、建設業許可及び経営事項審査時に法令違反の疑義が生じた建設業者や過去に指導・監督を行った建設業者、特に不当なしわ寄せを受けたとする申告についても改善状況を確認するため、優先的に選定したうえで立入検査を実施する。

最終年度を迎えた社会保険未加入対策について、未だ低い加入率に留まっている都市部や2次下請以下の企業について成果があがるよう、重点的な立入検査を実施する。

また、被災地三県に新規に営業所を設置した業者及び九州地方整備局独自の取組である新規に大臣許可を取得した業者についても、立入検査を引き続き実施する。

・立入検査における重点的な取組

立入検査においては、社会保険の未加入企業の確認・保険加入の指導、元請・下請間の契約関係書類の不作成・不備等の是正、請負代金支払の適正化及び適切な消費税転嫁の調査に重点的に取り組むこととし、併せて、技術者の不適正配置及び施工体制台帳の未整備等の指導監督を実施する。

特に平成26年度に改訂された建設業法令遵守ガイドラインを受け、安全衛生経費の確保に関する調査及び平成25年9月から活用が開始されている「標準見積書」等の活用状況について確認を行い活用を促すこととする。

また、平成27年4月に改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」で、「元請負人は、(中略)下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」ととされているため、本年度の立入検査から、「標準見積書」等の活用の実施状況について確認を行い、周知徹底に努めることとする。

4. 「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等により、法令違反疑義情報の収集及び不払い相談等を受付け、疑義情報等については必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応する。品確法運用指針に関する相談については、受け付けた情報を当該発注者に提供すること等により見直しの促進を図ることとする。

また、県知事許可業者に係る案件については、県知事許可部局との連携を強化し的確に対応する。

消費税転嫁拒否事案の通報については、関係機関と連携を図り調査・指導を行うこととする。

5. 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示）の周知

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、平成28年3月に「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示）」を策定したところであり、講習会を通じその周知徹底に努めることとする。

6. その他

（1）発注部局等との連携

平成27年4月1日以降に契約が締結された全ての国土交通省直轄工事について、施工体制台帳を通して社会保険の未加入が確認された場合は発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導を拡大実施する運用が行われているので、発注部局や関係機関と連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めることとする。

（2）法令遵守意識の向上・関係法令の周知

建設業法、建設業法令遵守ガイドライン及び社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン等が平成26年度に改正されたことを受け、その周知徹底を図るため、建設業者団体等を対象に講習会等を開催することとし、関係機関と連携し、社会保険及び労働安全衛生等の法令遵守についても、講習会を通じ意識の向上を図る。

（3）外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

平成27年4月1日から、外国人建設就労者受け入れ事業に係る立入検査を実施することとなった。ついては、その実施にあたり、所管部局との連携を密にしながら円滑かつ適切に対応していくこととする。

（4）各県及び関係機関との連携強化

建設業の取引適正化に取り組むため、6月に各県と地方協力会議を開催し、法令遵守推進に向けた課題整理及び要請を行い連携して対応する。

特に建設業取引適正化推進月間（11月）においては、各県と連携した合同立入検査を大臣許可業者及び知事許可業者の双方に対し実施する。また建設業法等に関する講習会を合同開催し、重点的に法令遵守の活動に取り組むこととする。